

【A類型:先端設備】

簡単な手続で、税額控除が受けられます。

【対象設備(要件)】

「機械装置」及び一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの(サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。)

- ①最新モデルであること
- ②生産性向上(年平均1%以上)していること
- ③最低取得価額以上

- 機械装置:160万円
- 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物:120万円
- 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

【必要手続】

設備メーカーから、証明書を受け取ってください。

【確認者】

各工業会等

【節税効果】

○平成26年1月20日から平成28年3月31日まで

:即時償却と税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択

○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

:特別償却(50%。ただし、建物・構築物は25%)と税額控除(4%、建物・構築物は2%)の選択

※税額控除における控除額は、当期の法人税額の20%を限度

【B類型:生産ラインやオペレーションの改善に資する設備】
利益改善のための一連の設備が丸ごと対象になります。

【対象設備(要件)】

「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」
「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たす
もの①投資計画における投資利益率が年平均15%
以上(中小企業者等は5%以上)②最低取得価額以上

①投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%)

$$\text{投資利益率} = \frac{\text{(営業利益+減価償却費)の増加額}}{\text{設備投資額}}$$

②一定の価額以上であること

- 機械装置:160万円
- 工具及び器具備品:120万円
(単品30万円以上かつ合計120万円)
- 建物及び構築物:120万円
- 建物附属設備:120万円
(単品60万円以上かつ合計120万円)
- ソフトウェア:70万円
(単品30万円かつ合計70万円)

【確認者】

経済産業局

【節税効果】

- 平成26年1月20日から平成28年3月31日まで
:即時償却と税額控除(5%。ただし、建物・構築物は3%)の選択
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
:特別償却(50%。建物・構築物は25%)と税額控除(4%。建物
・構築物は2%)の選択

※税額控除における控除額は、当期の法人税額の20%を限度